

平成26年11月18日

〒160-0023

東京都新宿区西新宿7-16-11

株式会社メイション 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-

三博ビル8階

事務局長 外山 孝司

(TEL:052-265-9258、FAX:052-265-9259)

## 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人の平成26年7月23日付申入書に対し、ご回答いただきありがとうございます。ありがとうございました。

さて、貴社からいただきました平成26年8月29日付回答書の内容をふまえて、消費者保護及び救済の観点から、別紙のとおり問い合わせ及び申入れをさせていただきます。

つきましては、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成26年12月20日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容は適宜の方法により公表させていただきますことを申し添えます。

敬具

## 申入れ事項

「スマ婚」のホームページ (<http://smakon.jp/>) におけるサービスの質に関する下記表示につき、次のとおり申し入れします。

「一流の結婚式をリーズナブルに叶える」  
「従来のブライダル価格を大幅に見直すことで実現した驚きの低価格」  
「スマ婚は高品質な挙式+披露宴をスマートにプロデュースします」  
「スマ婚の平均費用：約200万円（2012年度自社調べ）  
従来婚の首都圏平均費用：約354.9万円（ゼクシィ結婚トレンド調査2012年度調べ：首都圏版）」  
「安かろう悪かろうではありませんか？」  
決して安かろう悪かろうではありません。従来の常識を打ち破った低価格のため、心配されることも多いのですが、私たちは利益重視の今までが高すぎたと考えております。」  
「普通の結婚式と違う点がありますか？」  
ありません。従来の結婚式と同等の内容となります。」  
「料理はしっかりしていますか？」  
各会場のシェフが、自慢のブライダル用コースメニューをお作りいたします。  
こちらも従来の結婚式と同等の内容となります。」等

### (1) 申入れの趣旨

貴社の運営するサービス「スマ婚」システムを利用すれば、同種若しくは類似の商品ないし役務を提供している他の事業者よりも、著しく低廉な価格で、同等の結婚式を挙げられるかのように、消費者を誤認させる表示を停止してください。

### (2) 申入れの理由

ア 当団体作成に係る平成26年7月23日付申入書における「申入れの理由」と同様です。

イ なお、貴社作成に係る平成26年8月29日付回答書記載の内容中、当団体の申入れについて誤解が存すると思料される部分がございますので、以下にて補足説明します。

まず、貴社は、当社の申入れ事項のまとめとして、「スマ婚システムを利用すれば、同種若しくは類似の商品ないし役務を提供している他の事業

者よりも、著しく低廉な価格で結婚式を挙げられるかのように消費者を誤認させる表示であるとして、表示の停止を要請されています。」と記載しておられますが、これは誤りです。

当団体が求めているのは、『著しく低廉な価格で、「同等の」結婚式を挙げられるかのように、消費者を誤認させる』表示の停止です。単なる値段の高低のみを取り上げているわけではありません。

繰り返しとなりますが、仮に、貴社がプロデュースすることにより、結婚式及び同披露宴を、「低廉な価格で」行いうるとしても、そのサービスの質が、他事業者と「同等」であるかどうかは、何ら客観的に実証されておりません。

## 問い合わせ事項

### (1) 問い合わせ事項

ア 貴社が、そのホームページ上、「従来の結婚式と同等」などと表現する、貴社の提供するサービスの質について、これらの表現を裏付ける具体的な根拠をご回答下さい。

なお、当該回答とともに、もしくは当該回答に代えて、これらの表現の裏付けとなる客観的な資料を開示いただいても結構です。

イ 貴社が、消費者庁の担当者に相談ないし確認を求めた時期、担当者氏名、相談ないし確認の内容、及び担当者の回答結果をご回答下さい。

### (2) 問い合わせの理由

前述のとおり、公正取引委員会事務局は、「比較広告に関する景品表示法上の考え方」（以下「比較広告ガイドライン」といいます。）を作成し、問題となる比較広告を類型化しています。この比較広告ガイドラインにおいては、比較広告が不当表示とならないようにするための要件のひとつとして、「比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること」を挙げています。

そこで、貴社が喧伝する、そのサービスの質が、「従来の結婚式と同等」であるということについて、客観的な根拠が存するか否かを確認するために、本問い合わせに及んだ次第です。

以上